

京都市告示第331号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成27年8月26日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	南禅寺水0010号	左京区南禅寺下河原町67番地の1地先 同町43番地の1地先	
2	岩倉水0162号	左京区岩倉木野町63番地地先 同町旧26番地地先	
3	梅ヶ畑水0004号	右京区梅ヶ畑畑ノ下町1番地の12地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)